

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01334

研究課題名（和文）多様化する財産承継方法と相続法理論との融合

研究課題名（英文）Integration of diversifying property succession methods and inheritance law theory

研究代表者

宮本 誠子（Miyamoto, Sakiko）

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：00540155

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：多様な財産承継方法と相続法の理論とを融合させるための研究を行った。日本の相続法とは異なり、フランスでは、相続法が様々な財産承継の方法を提示している。被相続人には多くの選択肢が与えられ、相続人も自身の判断で状況に応じた選択が可能である。また、他の相続人の利益を守るためのしくみも用意することによって、相続法の体系が維持されている。

フランスでも、遺言代替方法として生命保険が利用される。相続法が適用されるかどうかは、フランスでは保険法典が定めている。判例が、具体的事案に応じて、生命保険を贈与と性質決定し、相続法の規定を適用することもある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

相続法が人々の需要に応えきれていない中、日本においては、被相続人が遺言によって対応することと整理されたり、信託を利用する人が増えたりしている。とりわけ信託は、相続法内での位置づけが明らかでなく、体系的な問題が生じやすい。これに対し、本研究では、フランス法の様々な制度やその理論を検討・分析し、それを紹介することで、相続法において、人々の需要に応えられるしくみを用意できることを示した。日本において、相続法をさらに改正し、工夫していくための一助になる。

研究成果の概要（英文）： This research aims to integrate various property succession methods with the theory of inheritance law. Unlike Japanese inheritance law, French inheritance law presents various methods of inheritance. The decedent is given many options, and the heir can also make a choice according to the situation at his/her own discretion. In addition, the system of inheritance law is maintained by preparing a mechanism to protect the interests of other heirs.

Life insurance is also used in France as an alternative to wills. In France, the Insurance Code determines whether inheritance law applies. Case law may characterize life insurance as a gift and apply the provisions of inheritance law, depending on the specific case.

研究分野：民法

キーワード：民法 相続 財産承継 夫婦財産制 遺言代替 フランス法

## 1. 研究開始当初の背景

民法・相続編(相続法)は、人が死亡した際における、同人に帰属した財産の承継について定める。誰がどの財産を最終的に承継するのかは、被相続人が遺言で定め、また、相続人間の遺産分割で定めることとされている。そして、遺産分割については、「遺産に属する者又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して」すべきとされている(民法906条)。

現在、相続・遺言・遺産分割の場面で、問題となることが多いのは、被相続人の死後にも、家族の一部の者については、その生活を特に保護する必要性があるため、相続の際になんらかの対応をすることができないか、被相続人の経営していた事業を特定の者に承継したいが、(他の)相続人に邪魔されることなく、円滑に実現するはできないか、被相続人の介護を家族のうちの1人に任せていた等、家族間での権利義務関係といえるようなものがあり、それを遺産分割の結果に反映させることができないか、などであろう。しかし、相続法はこうした問題に十分に対応できないことも少なくなく、最近では、相続法によるのではなく、「家族信託」と呼ばれる信託契約による方がよい、「信託を利用すれば、相続法では実現できない財産承継方法が可能になる、相続人間でのトラブルも生じない」との声さえ聞かれる(NHK クローズアップ現代+2017年2月28日放送)。

確かに、家族間で信託契約を締結すること自体に問題はないだろう。平成18年の新信託法は、遺言代用信託(信託法90条)や受益者連続信託(同91条)という新たな財産承継方法も提示している。しかし、平成18年改正の当初から、信託法は相続法秩序との抵触が指摘されてきたし、「家族信託」もその内容は学術的・理論的に明らかでないところが多い。

とはいえ、そもそも、相続法自体が、今なおそれほど明確な理論を有している分野ではない。例えば、最近でも、預貯金債権の相続に関する大法廷決定(最大決平成28・12・19民集70巻8号212頁)は、債権の準共有及び遺産共有中の処理に関する理論研究の欠如を浮かび上がらせる結果となった。法制審議会・民法(相続関係)部会の審議過程では、相続法の基本原理・基本理論、法定相続か遺言相続か、相続の根拠といった伝統的課題がなお問題として存在し続けており、共通認識を得られていないことが鮮明化した(窪田充見「相続という制度」法時1117号12頁参照)。～の課題に対応できそうな特別受益や寄与分と、具体的相続分や遺産分割との関係についても理論面の課題が多い。

## 2. 研究の目的

1でみたように、現在の相続法は、人々の需要に応えられておらず、かつ、その中にある基本的な理論や、その根本をなすと思われる原理・秩序さえもが不明確であるという問題を抱えている。そうすると、必ずしも明らかではない相続法理論をもって、「家族信託」をはじめとする信託による財産承継の内容を、相続法と抵触するとの理由で否定してしまうのは適当ではなく、かといって、「家族信託」に任せるよりはむしろ、相続法において、需要に対応できる制度とそれを支えるできる限り安定した理論を提供できるようにすることが求められている。

そこで、本研究では、現在、最終的には～に応えられるようにということ念頭におきつつ、相続理論・相続秩序そのものを見直しながら、多様な財産承継方法と相続法とを融合させ、理論的に整合性のとれた説明できる理論を提供することを目的とする。相続法外での財産承継と相続秩序との整合性を議論するのではなく、相続法に求められていることは相続法内で実現する方が相続法全体の法体系が崩れないであろうとの発想のもと、相続法内で、新たな相続秩序を発見しつつ、求められる財産承継方法を可能にする方法を探る。

## 3. 研究の方法

2の目的に到達するための手段として、フランス法との比較研究を行う。フランス法は、財産承継方法としての信託(fiducie)利用を否定する(フランス民法典2013条)反面、相続・恵与(=贈与・遺贈)法において、多様な財産承継方法を認めており、多様な財産承継方法と相続法との融合を見出すには適切な研究対象であると考えからである。相続・恵与法の認める財産承継方法としては、法定相続や通常の贈与・遺言によるもののほか、生存配偶者に対して特に認められる居住権や、配偶者間での特別の贈与、優先的割当等がある。

また、フランスの相続法は、その体系自体が、相続や遺言に代わる財産承継方法(遺言代替方法)を否定しているものの、フランス法全体をみると、配偶者間については、財産承継を目的とした夫婦財産契約の利用が重要な役割を果たしているし、死亡時の財産承継を目的として、生命保険が活用されることもある。こうした遺言代替方法による財産承継の、相続法体系における位置づけ、各制度を利用した場合の遺産分割での処理を明らかにする。

## 4. 研究成果

### (1) 相続法が用意する多様な財産承継方法

日本においては、例えば、相続における家族の在り方の多様化への配慮は、平成30年相続法改正の立案担当者によって、被相続人の意思(遺言)によって対応できることとの立場が示されている。これに対し、フランス法においては、相続法の枠内において、多様な財産承継方法を認めることでの対応がされている。例えば、段階的恵与(フランス民法典1048~1056条)を利用すれば、被相続人が財産分配について指定することができ、孫らへの財産承継が円滑になる。

特に、生存配偶者への財産承継方法をみると、その特徴が浮かび上がる。日本においては、平成30年相続法改正の審議過程では、配偶者相続分の見直しや夫婦財産制の清算との関連も議論されたが、実現には至らなかった。一方配偶者の死亡にあたって夫婦財産制が問題となることはなく、夫婦間の財産の清算は、配偶者の相続分・遺留分に一任されている(そこから生じる具体的問題につき、「配偶者の廃除事案における離婚事由の有無と夫婦間の財産の清算」新・判例解説 Watch31号105~108頁)。

これに対し、フランス法においては、生存配偶者への財産承継方法は、相続分によるもの、被相続人の遺言によるものに限られない。何よりもまず、一方配偶者が死亡した時には、夫婦財産制の清算がなされるため、夫婦財産制が重要である。配偶者間で生前に採り得る手段として、夫婦財産制の利用、夫婦間での贈与の役割が極めて大きい。例えば、夫婦財産契約として包括共通制を採用し、一方の死亡時には生存配偶者に共通財産の全部を帰属させるという条項を加えれば、一方の死亡時には財産のすべてが他方配偶者に帰属する。結果として、相続財産は存在せず、生存配偶者と他の相続人らとの対立は生じ得ない。相続法の適用自体がないため、相続財産への持戻しや、遺留分の問題も生じない(口頭報告:「フランスにおける相続のしくみと紛争予防」、関西大学法学研究所「相続と取引をめぐる変容」研究班主催研究会、2022年3月)。

他の相続人である子らへの影響は、まずは夫婦財産制の変更を裁判所が許可するかという段階で考慮される。また、相続法も、他の相続人らを見捨ててはいない。共同相続人の中に、配偶者らから生まれた子ではない子が含まれる場合には、その子の遺留分を守るため、夫婦財産契約による受益のうち、自由分の割合を超えて与えることになる部分は効力を有しないと(フランス民法典1537条2項)。自由分を超えた部分は、贈与だとされ、相続財産への持戻しの規定や遺留分の規定が適用される。生存配偶者を一方的に保護するのではなく、他の相続人とのバランスも図ろうとしていることが分かる。

配偶者間で生前に採り得る手段としては、夫婦財産契約の中に置かれる、将来の財産を贈与する旨の条項(donation au dernier vivant)も著名である。贈与であるため、被相続人の自由分の範囲内での処分であることが求められるが、遺留分権利者の範囲や、配偶者についての特別の自由分が、贈与の段階での承継の仕方の選択肢を広めている。さらに、自由分として用益権が選択された場合でも、生存配偶者や相続人である子の側で、これを終身定期金に転換するよう請求することができる(フランス民法典759条)というように、贈与を受けた時点での状況に対応可能なしくみが相続法に用意されている点も興味深い。

被相続人との間でこのような対応がなされなかった場合には、相続法が生存配偶者を助けてくれる。例えば、日本においては、平成30年改正により新設された配偶者居住権は、被相続人の遺贈によるか、遺産分割によって設定されることされたため、生存配偶者は配偶者居住権を欲するとしても、被相続人の意思に頼るか、他の相続人の同意を得るか、家庭裁判所における一定の利益衡量判断を経るということをしなければならない。これに対し、フランス法では、生存配偶者自身の判断で、居住環境を確保する手段が相続法において用意されている。日本の配偶者居住権に相当する長期居住権は、生存配偶者がその意思表示により取得するものである(フランス民法典756条の1)。被相続人が反対の意思表示をしていれば認められないが、それでも、生存配偶者は、最終的には、遺産分割において居住用不動産の優先的割当(attribution préférentielle、同831条)を主張することが認められている。生存配偶者のイニシアティブで、その時点での自身の状況に応じた判断をすることができる選択肢が与えられており、日本の新制度はこれとは根本的な発想を異にする。

### (2) 遺言代替による財産承継

フランス法は、財産承継目的での信託を否定する。相続法の体系も、恵与の定義等からみて(フランス民法典893条)、遺言代替方法を認めるものではない。それでも、フランス法全体をみると、(1)で述べた夫婦財産契約のほか、トンチン条項(財産を2人で取得する際に、先に死亡した者は遡及的に当該財産を所有していなかったものとし、他方が初めから当該財産全体を所有していたこととする条項。持分増加条項)、生命保険等、遺言代替方法がみられる。

このうち、遺言代替としての機能を最もよく表すのが、生命保険である。承継先(生命保険金請求権の受取人)の選択に制限がなく、撤回(受取人の変更)も認められている。生命保険と相続に関して、わが国では、生命保険請求権の相続財産への持戻しの要否(民法903条)と、遺留分侵害の問題が問題とされる。最決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁は、前者の問題を扱い、原則として持戻しの対象とならないが、相続人の受益の大きさや、相続人の生活実態等から判断して特段の事情があれば、持ち戻されるという(ただし、前掲・最決平成16年の理論は、民法903条の枠組みとずれている可能性がある。「相続代替としての生命保険の可能性とそ

の限界」市民と法 120 号 70～73 頁）。

この点、フランスでは保険法典に規定があり、原則として相続財産への持戻しに関する規定及び遺留分に関する規定は適用されないが、被相続人の支払った保険料の額が資力に比して明らかに過大である場合には、例外的に適用されるとされている（保険法典 L.132-13 条）。そして、例外に当たるかの判断基準につき、判例は、「被保険者の年齢、財産状況、家庭状況、被保険者にとっての契約の有用性」を考慮要素に挙げる（破毀院 2007 年 7 月 4 日判決）。わが国の判例に類似した立場に見えるが、わが国では相続人間の公平に着目して処理をしているのに対し、フランスでは、個々の相続人の生活保障に着目しているという、違いがある（口頭報告：Transmettre son patrimoine : les alternatives à la succession et aux libéralités Séminaire franco-japonais, Faculté de droit de Niigata et Faculté de droit et des sciences politiques de Nantes, France, 2019 年 9 月）。

さらに、生命保険による実施的な財産移転が、具体的事案のもとで、恵与（贈与・遺贈）と性質決定されることもある。破毀院合同部 2007 年 12 月 21 日判決は、保険者が自己の病気を認識しながら、生命保険契約を締結し、財産の 82%に相当する額の保険料を支払い、死亡の 3 日前にパートナーを受取人にした事案で、生命保険を贈与に当たるとした。登録税（相続税）に関する訴訟ではあるが、恵与（贈与）と性質決定することにより、相続財産への持戻しの規定や、遺留分に関する規定が適用される可能性のあることを想起させる。

遺言代替方法による財産承継についても、相続法とのバランスを図るしくみを見出すことができ、具体的事案のもとで、このような財産承継方法の効果を認めつつ、相続法を適用することもあることが理解できる。

なお、本研究開始以降には、日本において相続法の改正が相次いだ。平成 30 年相続法改正では、相続法全体について多くの見直しがなされた。新設された民法 899 条の 2 や 902 条の 2 は法定相続分の意義の再検討を迫り、民法 906 条の 2 は遺産共有と遺産分割との関係につき、他の場面での対応も明確化する必要性を想起させる。また、配偶者保護に関する制度や遺留分の金銭債権化は、相続の根拠をどう理解するかにつながる。そして、令和 3 年民法・不動産登記法改正は、共有法の改正を行って、遺産共有にも影響を与えているし、民法 904 条の 3 等、遺産分割とは何をする場なのかの再考を迫る規定もある。本研究では、当初の予定を超えて、平成 30 年改正、令和 3 年改正の分析・検討を行い、現在における相続理論の基礎、相続秩序のあり方を見直すという手法での研究も、多くおこなった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 7件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 1557
2. 論文標題 離婚後における婚姻費用分担請求	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 令和2年度重要判例解説 ジュリスト臨時増刊	6. 最初と最後の頁 60-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 130
2. 論文標題 配偶者の廃除事案における離婚事由の有無と夫婦間の財産の清算	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch民法（家族法）	6. 最初と最後の頁 1-4
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 62号
2. 論文標題 被相続人の元雇用主についての特別縁故者該当性及び相続財産分与額	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 70～73頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 1543号
2. 論文標題 相続財産の管理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 34～40頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 790号
2. 論文標題 第9回 相続法コンメンタール(民法904条、904条の2、905条)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 40～49頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 120号
2. 論文標題 相続代替としての生命保険の可能性とその限界	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 70～73頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 789号
2. 論文標題 第8回 相続法コンメンタール(民法902条2、903条)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 50～59頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 787号
2. 論文標題 第7回 相続法コンメンタール(民法900条、901条、902条)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 29～38頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 786号
2. 論文標題 第6回 相続法コンメンタール(民法898条、899条、899条の2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 41～50頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 29号
2. 論文標題 共同相続人間においてなされた無償による相続分の譲渡	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融判例研究	6. 最初と最後の頁 70～73頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 785号
2. 論文標題 第5回 相続法コンメンタール(民法896条、897条)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 45～54頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 1561号
2. 論文標題 相続分の指定(新902条・新902条の2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 本山敦編『平成30年相続法改正の分析と展望』金融商事判例増刊	6. 最初と最後の頁 27～33頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 34号
2. 論文標題 「高齢社会」・「家族の多様化」と「相続」- 比較法的考察 フランス -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 家族 社会と法	6. 最初と最後の頁 29 ~ 39頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 1518号
2. 論文標題 普通預金債権・定期預金債権は遺産分割の対象となるか	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『平成29年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊)	6. 最初と最後の頁 85 ~ 87頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 22号
2. 論文標題 配偶者と子がいる場合における民法910条に基づく価額支払請求の相手方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch【2018年4月】	6. 最初と最後の頁 107-110頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件(うち招待講演 3件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 宮本誠子
2. 発表標題 フランスにおける相続のしくみと紛争予防
3. 学会等名 関西大学法学研究所「相続と取引をめぐる変容」研究班(招待講演)
4. 発表年 2022年



1. 発表者名 Sakiko Miyamoto
2. 発表標題 L'assurance-vie
3. 学会等名 Transmettre son patrimoine : les alternatives a la succession et aux liberalites Seminaire franco-japonais
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮本誠子
2. 発表標題 権利の承継・義務の承継，仮払い・一部分割・分割前処分
3. 学会等名 有斐閣法律講演会2019「新しい「民法（相続法）」を学ぶ」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮本誠子
2. 発表標題 フランスの相続法制について - 所有者不明土地問題検討の材料として -
3. 学会等名 司法書士総合研究所第10回業務開発研究部会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 青竹 美佳、渡邊 泰彦、鹿野 菜穂子、西 希代子、冷水 登紀代、宮本 誠子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 410
3. 書名 新ハイブリッド民法5 家族法	

1. 著者名 二宮周平編集代表、犬伏由子編集担当、宮本誠子、その他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 388
3. 書名 現代家族法講座 第2巻 婚姻と離婚	

1. 著者名 大村敦志監修、宮本誠子、その他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 448
3. 書名 相続法制の比較研究	

1. 著者名 樋口範雄、宮本誠子、その他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 トラスト未来フォーラム	5. 総ページ数 225
3. 書名 外国信託法研究 遺言代替と信託法の諸論点	

1. 著者名 大村敦志 = 窪田充見編著、宮本誠子、その他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 258
3. 書名 解説 民法（相続法）改正のポイント	

1. 著者名 潮見佳男ほか編著、宮本誠子、その他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 266
3. 書名 Before / After 相続法改正	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------